

消防救第60号

平成19年5月11日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁救急企画室長

救急救命士の行う救急救命処置における事故防止について

救急救命士の行う救急救命処置は、救急救命士法（平成3年法律第36号）及び関係法令に基づき実施されているところです。

今般、救急救命士が心肺停止傷病者に対し気管内チューブによる気道確保を実施し、医療機関に搬送したところ、気管内チューブが食道に誤挿入されていた事案が発生したとの情報を得たところです。

貴職におかれては、下記に留意の上、適切な気管内チューブによる気道確保が図られるよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対し周知徹底されるようお願いいたします。

記

- 1 各都道府県及び各市町村にあつては、「メディカルコントロール体制の充実強化について」（平成15年3月26日付け消防救第73号消防庁救急救助課長・医政指発第0326002号厚生労働省医政局指導課長連名通知）等により、都道府県及び地域のメディカルコントロール協議会との連携が進められているところですが、今後とも、常時指示体制、事後検証体制及び再教育体制の充実等に努め救急救命士制度の円滑な運用を図られたいこと。
- 2 救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施にあつては、「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について」（平成16年3月23日付け医政指発第0323049号厚生労働省医政局指導課長通知）及び「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための病院実習等について」（平成16年3月23日付け消防救第57号消防庁救急救助課長通知）を踏まえ、今後とも、都道府県及び地域のメディカルコントロール協議会において、講習、実習及び技術を維持するために必要な再教育を適正に実施すること。
- 3 気管内チューブによる気道確保を実施する救急救命士にあつては、食道挿管を防止するため、「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメデ

「イカルコントロール体制の充実強化について」（平成16年3月23日付け消防救第58号消防庁救急救助課長・医政指発第0323071号厚生労働省医政局指導課長連名通知）別添1「気管挿管の業務プロトコール」を参考に気管内チューブが気管内に挿入されていることを確認すること。